

雇用調整助成金の特例措置等の延長について (厚生労働省)

厚生労働省は、12月末に期限を迎える雇用調整助成金の特例措置、緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下「雇用調整助成金の特例措置等」という。）については、令和3年2月末まで延長することとしました。

そのうえで、感染防止策と社会経済活動の両立が図られる中で、休業者数・失業者数が急増するなど雇用情勢が大きく悪化しない限り、雇用調整助成金の特例措置等は、段階的に縮減を行っていきます。

また、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金の対象期間についても、対象となる休暇取得の期間を令和3年2月末まで延長する予定としております。

詳細については、下記を参照下さい。

- [雇用調整助成金の特例措置等の延長について](#)
- [新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金の対象期間の延長について](#)